

十三銭で解決したのではないよ。

藤原氏 解雇の理由を聞かしてもらいたい。

山崎氏 解雇の理由が、職工規定の二十八条違反だから、才七十九条に依り解雇した。

藤原氏 解雇の理由が、職工規定の二十八条違反だから、才七十九条に依り解雇した。それでは当然の当然だから、自分でもよく考へて見給へ。会社にはもう認められたから。

藤原氏 余り高圧である。これは成程悪い会社にも悪い事がある。始の嘆願書を提出

出した要求書も改めたりしない。何等不当とは思われぬ。

笠子氏 要するに君と僕との話で解雇を付いての話だ。互に正当と認めてゐるものだから

民事裁判に付いた。宜い訳だ。

藤原氏 然し解雇者も良い者がある。何人かの話も現に職長に付いてゐる下

藤原氏

西牧氏 其の二三の善良なる職工は其當時の行動に依りて認められぬ

笠子氏 だから、お互に心相通違は思ふ儘に話合ひたう宜いだらう。

藤原氏 貴下達は血が通つてゐるから、

笠子氏 金持謝問題だ。藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏

藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏 藤原氏

笠子氏 之は何か知らんか。又取らぬ。

藤原氏 受取らぬとは何事だ。之は職工全体の者よりの提出だや。それじゃ全奴

つれて来る

山崎氏 第三者として聞かしてと君は余り強上を居る様だ。君今少し落ちついて

話を給へ。君は職工中が一番落ちついた男だ。大か君一人がやへん。大きな

聲を出すのだから一度余計な者が這入つたら話も判らんだらう。

藤原氏 第三者とは何人だ。

山崎氏 第三者とは場長と君と話せる。此場合僕は才三者だ。

藤原氏 余計な者とは何人だ。

山崎氏 余計と言ふ事は話せば多くと言ふ意味だ。君今少し愉快な話してらう。